1. 職員の任免及び職員数の状況

職員数につきましては、令和6年4月1日時点で35,665人でしたが、令和7年4月1日時点では35,848人となり、差引183人の増となりました。

※職員の採用につきましては、行政委員会事務局ホームページ内「職員採用」を ご参照ください。

(1) 職員数

(単位:人)

			(112-174)
部門	職員数 (令和6年4月 1日)	職員数 (令和7年4月 1日)	対前年増減数
市長部局	15, 887	15, 862	▲ 25
市会·行政委員会 等	14, 941	15, 099	158
消防局	3, 630	3, 715	85
水道局	1, 207	1, 172	▲ 35
合計	35, 665	35, 848	183

- 注1 公益法人・営利法人派遣職員を含んでいます。
- 注 2 令和 6 年においては副首都推進局の大阪府職員(36人)、万博推進局の大阪府職員(165人)、I R推進局の大阪府職員(15人)、大阪都市計画局の大阪府職員(94人)、大阪港湾局の大阪府職員(126人)を除いています。令和 7 年においては副首都推進局の大阪府職員(35人)、万博推進局の大阪府職員(186人)、I R推進局の大阪府職員(16人)、大阪都市計画局の大阪府職員(90人)、大阪港湾局の大阪府職員(125人)を除いています。
- 注3 任期付職員を除いています。(令和6年は731人、令和7年は673人)
- 注 4 市会・行政委員会等は、市会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務 局、教育委員会所管の校園の職員を示しています。

(2) 採用者数(令和6年4月1日~令和7年3月31日)

(単位:人)

部門	採用者数
市長部局	726
市会·行政委員会 等	707
消防局	197
水道局	35
合計	1, 665

- 注1 任期付職員を除いています。
- 注2 再任用職員を除いています。

(3) 退職者数 (令和6年4月1日~令和7年3月31日)

(単位:人)

部門	定年退職	その他	合計
市長部局	271	587	858
市会·行政委員会 等	231	558	789
消防局	49	104	153
水道局	21	35	56
合計	572	1, 284	1, 856

(4) 「新・市政改革プラン」に基づく定員管理の取組

本市では平成 18 年度から効果的・効率的な行財政運営をめざして市政改革を進めてきており、平成 24 年 7 月に策定した「市政改革プラン」や、平成 28 年 8 月に策定した「市政改革プラン 2.0」に基づき人員見直しの取組を進めてきました。同プランに基づき、令和元年 10 月 1 日までに、経営システムの見直し等や、万博、G 2 0 等の期間を限定した臨時的増員を除き、835 人の削減を行いました。

さらに技能労務職員について、令和4年3月に策定した「市政改革プラン3.1」に基づき、「民でできることは民で」という考え方のもと、引き続き委託化、効率化を図っているところです。

一方で、災害時対応など公の責務を果たすという観点を踏まえ、将来にわたって 最低限必要となる部門ごとの技能労務職員数を精査するとともに、職員の高齢化や 技術の継承等の課題を踏まえ、採用を再開することとしました。

令和6年3月に策定した「新・市政改革プラン」においても、上記の考え方のもと、引き続き適正に人員マネジメントに取り組んでいきます。

※「新・市政改革プラン」の詳細については、市政改革室ホームページ内「新・ 市政改革プラン」をご参照ください。

(5) 職員数の推移

(単位:人)

部門	平成 17 年 10月1 日	令和2 年 10月1 日	令和3 年 10月1 日	令和4 年 10月1 日	令和 5 年 10 月 1 日	令和6 年 10月1 日	令和7 年 4月1 日
市長部局	25, 860	15, 390	15, 382	15, 495	15, 702	15, 807	15, 862
市立大 学	2, 285	0	0	0	0	0	0
市会·行 政委員 会等	5, 777	15, 485	15, 696	14, 712	14, 733	14, 871	15, 099
消防局	3, 489	3, 608	3, 611	3, 624	3, 650	3, 727	3, 715
市長部 局等計	37, 411	34, 483	34, 689	33, 831	34, 085	34, 405	34, 676
交通局	7, 901	0	0	0	0	0	0
水道局	2, 296	1, 319	1, 292	1, 258	1, 240	1, 194	1, 172
合計	47, 608	35, 802	35, 981	35, 089	35, 325	35, 599	35, 848

- 注1 公益法人・営利法人派遣職員を含んでいます。
- 注2 副首都推進局(平成28年10月1日以降)、IR推進局(平成29年10月1日 以降)、大阪港湾局(令和2年10月1日以降)、大阪都市計画局(令和3年 11月1日以降)、万博推進局(令和4年1月1日以降)の大阪府職員を除い ています。
- 注3 任期付職員を除いています。
- 注 4 市会・行政委員会等は、市会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務局、 教育委員会所管の校園の職員(平成28年10月1日以前は府費負担教職員を 除く)を示しています。

≪令和7年度の主な増減項目≫

(市長部局)

- ・DX推進に係る体制強化による増
- ・児童福祉法改正等に係る体制強化による増 (市会・行政委員会等)
- ・本務教員による欠員補充制度の拡充等に伴う増
- ・小学校の35人学級編制に伴う定数増
- ・通級指導教室の開設に伴う増 (水道局)
- ・水道センター及び浄水場等の業務見直しによる減

(6) 定年前再任用短時間勤務職員数

本市では、意欲と能力がある 60 歳超の職員の知識・経験等を有効に活用するとともに、健康上、人生設計上の理由等により希望される多様な働き方を可能にするといった観点から、60 歳を超える定年前の職員のうち、意欲と能力のある職員を再度、定年前再任用短時間勤務職員として任用します。

(単位:人)

部門	職員数(令和7年4月1
	日)
市長部局	20
市会・行政委員会等	0
消防局	5
水道局	1
合計	26

[※]教育委員会事務局所管の校園の職員を除いています。

2. 職員の人事評価の状況

職員の能力や勤務成績を正しく評価し、その結果に基づいて人事管理を行うことは、公務能率や職員の勤務意欲の向上等の観点からも重要です。

本市においては職員の能力・実績について、より公正・公平性、客観性、納得性 を重視するとともに、組織目標を踏まえた各自の勤務実績を評価対象とする相対評 価による人事評価制度を導入し、年1回定期的に評価を実施しています。

評価制度に対する透明性や納得性の向上を図る観点から、評価基準等を職員に対して明示するとともに、評価終了後の評価結果については、全職員本人へ開示しています。

また、評価・面談等の手続に関する苦情や評価結果に関する苦情については、苦情相談制度を設け、事案に応じて適切な対応を行うこととしています。

その評価結果については、人事異動、昇任・昇格、分限等の人事管理上の基礎資料とするとともに、昇給・勤勉手当の給与処遇に反映しています。

令和6年度人事評価結果【区長・局長級の職員】

(単位:人)

		分布割合				
	第1区 分 (5%)	第 2 区分 (20%)	第3区分	第4区分	第5区分	合計
区長・	4	17	60	0	1	82
局長級	4. 9%	20.7%	73.2%	0.0%	1.2%	100%

令和6年度人事評価結果【部長級以下の職員】

(単位:人)

	分布割合					
	第1区分 (5%)	第 2 区分 (20%)	第3区分	第4区分	第5区分	合計
市長部局	712	2, 979	10,730	163	98	14, 682
间域可问	4.8%	20.3%	73.1%	1.1%	0.7%	100%
市会・	35	148	540	5	4	732
行政委員会等	4.8%	20.2%	73.8%	0.7%	0.5%	100%
消防局	9	35	128	0	1	173
1	5.2%	20.2%	74.0%	0.0%	0.6%	100%
水道局	60	236	860	14	7	1, 177
小 坦问	5.1%	20.1%	73.1%	1.2%	0.6%	100%

스틱	816	3, 398	12, 258	182	110	16, 764
合計	4.9%	20.3%	73.1%	1.1%	0.7%	100%

※新規採用者、任用初年度の職員及び任期付職員(4条・育休代替)を除きます。再任用職員を含みます。

※市会・行政委員会等とは市会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務局を示しています。

- ※教育委員会所管の校園の職員を除いています。
- ※消防局は、係長級以下の職員を除いています。
- ※各割合については、単位未満の端数を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

3. 職員の給与の状況

一般職の職員の給与は、基本給としての給料と扶養手当や通勤手当などの諸手当で構成されており、大阪市内の民間事業所の給与との比較を基に行う人事委員会の給与報告・勧告に基づいて、条例で定められています。 また、市長や市会議員などの特別職の給料・報酬については、学識経験者などによって構成される特別職報酬等審議会の答申に基づいて条例で定められています。

給与等の概要は、次のとおりです。

①人件費の状況

(令和6年度決算見込)

住民基本台帳人口 (令和7年1月1日時点)	区分	歳出総額 (A)		人件費 (B)		人件費率 (B/A)
	全会計(公営企業会計除く)	3,575,740,783千円	317,730,281千円	<6,621,359千円>	(1,515,212千円)	8.9 %
2,778,917 人	うち一般会計	2,065,562,115千円	306,340,855千円	<6,434,486千円>	(1,490,285千円)	14.8 %
	水道局	90,721,585千円	11,033,566千円	〈275,952千円〉	(150,363千円)	12.2 %

(注1) 人件費には、特別職(市長・市会議員など)の給料・報酬などを含んでいます。

(注2) 〈>内は再任用フルタイム勤務職員にかかる人件費、()内は再任用短時間勤務職員にかかる人件費で、それぞれ内数です。

②職員給与費の状	犬況						(令和6年度決算見込)
区分		職員数		給与費				
	△ 万		(A)	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計 (B)	一人当たり給与費 (B/A)
	全会計	・(公営企業会計除く)	34,374 人	131,561,585千円	44,165,339千円	63,382,820千円	239,109,744千円	6,956千円
一般職		うち一般会計	33,073 人	126,681,522千円	42,467,725千円	61,024,288千円	230,173,535千円	6,960千円
		水道局	1,148 人	4,434,939千円	1,543,316千円	2,145,655千円	8,123,910千円	7,077千円
再任用	全会計	・(公営企業会計除く)	1,060 人	3,601,682千円	964,045千円	900,232千円	5,465,959千円	5,157千円
フルタイム		うち一般会計	1,023 人	3,494,464千円	939,969千円	874,703千円	5,309,136千円	5,190千円
勤務職員		水道局	54 人	155,664千円	35,868千円	36,300千円	227,832千円	4,219千円
再任用	全会計	・(公営企業会計除く)	370 人	913,934千円	219,349千円	218,953千円	1,352,236千円	3,655千円
短時間		うち一般会計	363 人	898,438千円	215,901千円	215,358千円	1,329,697千円	3,663千円
勤務職員		水道局	35 人	79,560千円	19,290千円	22,596千円	121,446千円	3,470千円

(注1) 特別職を除く一般職の職員給与費の状況を示しています。なお、職員手当には、退職手当を含んでいません。

(注2) 再任用フルタイム勤務職員及び再任用短時間勤務職員は外数です。

(注3) 期末・勤勉手当には賞与引当金を含んでいません。

③職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

© 19454 1 1.24 HVV							
	区分	平均給料月額	平均年齢				
	一般行政職	329,600円	43.0 歳				
	水道局企業職	316,800円	48.0 歳				
大阪市	技能労務職	292,300円	54.1 歳				
人 版 山	小·中学校教育職	348,400円	39.2 歳				
	高等学校等教育職	312,300円	61.4 歳				
	幼稚園教育職	308,300円	38.6 歳				
玉	一般行政職	332,237円	41.9 歳				

④職員の主な学歴別の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

	区分	初任給(給料月額)	
	in the second right	大学卒	215,600円
	一般行政職	高校卒	184,100円
	技能労務職	高校卒	183,000円
十匹士	小, 由受於教李曄	大学卒	256,800円
大阪市	小•中学校教育職	短大卒	236,300円
	高等学校等教育職	大学卒	257,000円
	幼稚園教育職	大学卒	228,000円
		短大卒	204,700円
		大学卒	230,000円【総合職】
	一般行政職	八子午	220,000円【一般職】
国		高校卒	188,000円
	技能労務職	高校卒	185,700円

(注)技能労務職の初任給については、職種により異なるため、職種別の初任給の平均額を記載しています。

⑤級別の職員数等の状況 (1)級別職員数の状況

一般行政職 (令和7年4月1日現在) 区分 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 計 高度業務 係員 課長代理 標準的な職務内容 係員 係長 課長 部長 局長 公募区長 の係員 (主務) 職員数 850 人 2,832 人 2,302 人 3,093 人 763 人 985 人 211 人 67 人 17 人 11,120 人 25.5%7.6 % 8.9 % 6.9 % 1.9 % 0.6 % 0.1 % 構成比 20.7 % 27.8 % 100.0 %

(2)昇給への勤務成績の反映状況

令和7年度における昇給への勤務成績の反映状況については、次のとおりです。

一般行政職(市長部局・学校園)					
評価区分職員区分	第1区分 (5%以内)	第2区分 (20%以内)	第3区分 (他の区分に属さな いもの)	第4区分 (10%以内)	第5区分 (5%以内)
課長級(6級)	6号給 (1号給)	5号給 (1号給)	4号給 (0号給)	3号給 (0号給)	0号給
課長代理級(5級)					
係長級(4級)					
係員(3級)	5号給 (1号給)	5号給 (1号給)	4号給 (0号給)	3号給 (0号給)	0号給
係員(2級)	\= \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ν= 3 //Η/	(- 3/14/	(- V/H/	
係員(1級)					

(注1) ()内は55歳以上の職員の昇給号給数です。

⑥職員の学歴別・経験年数別の給料月額の状況

(令和7年4月1日現在)

区八	学歴		経験年数				
区分	子烨	10年	15年	20年			
一般行政職	大学卒	280,200円	313,400円	356,700円			
一放1] 蚁椒	高校卒	241,400円	274,100円	326,900円			
技能労務職	高校卒	216,800円	231,300円	232,600円			
1又 托力 份 柳	中学卒	_	_	_			
小•中学校教育職	大学卒	324,600円	364,200円	394,600円			
高等学校等教育職	大学卒	_	_	_			
	大学卒	269,800円	312,900円	_			
幼稚園教育職	短大卒	_	_	334,700円			

(注1) 経験年数とは、採用後、引き続き勤務している年数のほか、採用前に民間企業等における在職期間がある場合は、その年数を換算して加えた年数をいいます。 (注2) 職員数が3人以下である経験年数については記載していません。

⑦期末・勤勉手当の状況 (1)公募区長

(1)公务区区						
区分	大阪市					
△ 刀		期末	勤勉	計		
	6月期	0.6500 月分	1.0500 月分	1.7000 月分		
令和6年度	12月期	0.6750 月分	1.0750 月分	1.7500 月分		
	計	1.3250 月分	2.1250 月分	3.4500 月分		
令和7年度	6月期	0.6625 月分	1.0625 月分	1.7250 月分		
職制上の段階、職務の級等によ	る加算措置		有			

(2)特定管理職員

豆八	□ /\		大阪市			国			
区分		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計		
	6月期	1.025 月分 (0.5875)	1.225 月分 (0.5875)	2.250 月分 (1.1750)	1.025 月分 (0.5875)	1.225 月分 (0.5875)	2.250 月分 (1.1750)		
令和6年度	12月期	1.075 月分 (0.6125)	1.275 月分 (0.6125)	2.350 月分 (1.2250)	1.075 月分 (0.6125)	1.275 月分 (0.6125)	2.350 月分 (1.2250)		
	計	2.100 月分 (1.2000)	2.500 月分 (1.2000)	4.600 月分 (2.4000)	2.100 月分 (1.2000)	2.500 月分 (1.2000)	4.600 月分 (2.4000)		
令和7年度	6月期	1.050 月分 (0.6000)	1.250 月分 (0.6000)	2.300 月分 (1.2000)	1.050 月分 (0.6000)	1.250 月分 (0.6000)	2.300 月分 (1.2000)		
職制上の段階、職務の級等に。	よる加算措置		有			有			

(3)一般職員

Δ .//		大阪市			玉			
区分		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	
	6月期	1.225 月分 (0.6875)	1.025 月分 (0.4875)	2.250 月分 (1.1750)	1.225 月分 (0.6875)	1.025 月分 (0.4875)	2.250 月分 (1.1750)	
令和6年度	12月期	1.275 月分 (0.7125)	1.075 月分 (0.5125)	2.350 月分 (1.2250)	1.275 月分 (0.7125)	1.075 月分 (0.5125)	2.350 月分 (1.2250)	
	計	2.500 月分 (1.4000)	2.100 月分 (1.0000)	4.600 月分 (2.400)	2.500 月分 (1.4000)	2.100 月分 (1.0000)	4.600 月分 (2.400)	
令和7年度	6月期	1.250 月分 (0.7000)	1.050 月分 (0.5000)	2.300 月分 (1.2000)	1.250 月分 (0.7000)	1.050 月分 (0.5000)	2.300 月分 (1.2000)	
職制上の段階、職務の級等によ	よる加算措置		有			有		

(注) () 内の月数は、再任用職員の支給月数です。

川又丁丁以	7411/1111	ベロ
○重任田	職員D	外

			* * · · - ·	文	割合	W. I	
補職	評価区分		市長部局			学校園	
119 124	F1		16年	令和7年		16年	令和7年
	<i>**</i> → <i>*</i> · · · <i>*</i> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6月期	12月期	6月期	6月期	12月期	6月期
	第1区分	1.434	1.459	1.4465	-	_	-
, # 	第2区分	1.211	1.236	1.2235	_	_	-
公募区長	第3区分	0.988	1.013	1.0005	_	_	_
	第4区分	0.801	0.826	0.8135	_	_	-
	第5区分	0.538 • 0.651	0.563 • 0.676	0.5505 • 0.6635	_	-	_
-	第1区分	1.697	1.755	1.7220	_	_	
	第2区分	1.435	1.489	1.4600	_	_	_
局長級	第3区分	1.173	1.223	1.1980	_	_	_
	第4区分	0.986	1.036	1.0110	_	_	-
	第5区分	0.723 • 0.836	0.773 • 0.886	0.748 • 0.861	_	-	-
-	第1区分	1.697	1.755	1.7220	_	_	_
	第2区分	1.435	1.489	1.4600	_	_	-
部長級	第3区分	1.173	1.223	1.1980	_	_	_
	第4区分	0.986	1.036	1.0110	_	_	_
	第5区分	0.723 • 0.836	0.773 • 0.886	0.748 • 0.861	_	-	_
-	第1区分	1.612	1.670	1.6370	-	_	_
	第2区分	1.400	1.454	1.4250	_	_	_
課長級	第3区分	1.188	1.238	1.2130	_	_	_
	第4区分	1.001	1.051	1.0260	_	_	_
	第5区分	0.738 • 0.851	0.788 • 9.010	0.763 • 0.876	-	-	- 1 1 1 1
	第1区分	1.119	1.163	1.1380	1.119	1.169	1.144
== F /\-\ru\ra	第2区分	1.086	1.132	1.1070	1.086	1.136	1.111
課長代理級	第3区分	1.039	1.088	1.0630	1.039	1.089	1.064
_		0.963	1.013	0.9880	0.963	1.013	0.988
	第5区分	0.875 • 0.913	0.925 • 0.963	0.900 • 0.938	0.875 • 0.913	0.925 • 0.963	0.900 • 0.938
	第1区分	1.119	1.163	1.1380	1.119	1.169	1.144
/ Far	第2区分	1.086	1.132	1.1070	1.086	1.136	1.111
係長級	第3区分	1.039	1.088	1.0630	1.039	1.089	1.064
	第4区分	0.963	1.013	0.9880	0.963	1.013	0.988
	第5区分	0.875 • 0.913	0.925 • 0.963	0.900 • 0.938	0.875 • 0.913	0.925 • 0.963	0.900 • 0.938
	第1区分	1.119	1.163	1.1380	1.119	1.169	1.144
係員	第2区分	1.086	1.132	1.1070	1.086	1.136	1.111
(3級相当)	第3区分	1.039	1.088	1.0630	1.039	1.089	1.064
	第4区分	0.963	1.013	0.9880	0.963	1.013	0.988
	第5区分	0.875 • 0.913	0.925 • 0.963	0.900 • 0.938	0.875 • 0.913	0.925 • 0.963	0.900 • 0.938
	第1区分	1.119	1.163	1.1380	1.119	1.169	1.144
係員	第2区分	1.086	1.132	1.1070	1.086	1.136	1.111
(2級相当)	第3区分	1.039	1.088	1.0630	1.039	1.089	1.064
-	第4区分	0.963	1.013	0.9880	0.963	1.013	0.988
	第5区分	0.875 • 0.913	0.925 • 0.963	0.900 • 0.938	0.875 • 0.913	0.925 • 0.963	0.900 • 0.938
-	第1区分	1.119	1.163	1.1380	1.119	1.169	1.144
係員	第2区分	1.086	1.132	1.1070	1.086	1.136	1.111
(1級相当)	第3区分	1.039	1.088	1.0630	1.039	1.089	1.064
-	第4区分	0.963	1.013	0.9880	0.963	1.013	0.988
	第5区分	$0.875 \cdot 0.913$	$0.925 \cdot 0.963$	0.900 • 0.938	$0.875 \cdot 0.913$	$0.925 \cdot 0.963$	0.900 • 0.938

支給割合 市長部局 学校園 補職 評価区分 令和6年 令和7年 令和6年 令和7年 6月期 12月期 6月期 6月期 12月期 6月期 第1区分 0.6225 0.59750.6100 第2区分 0.59250.6175 0.6050 局長級 第3区分 0.58750.6125 0.6000 0.5235 0.5485 0.5360 第4区分 $0.4635 \cdot 0.4845$ $0.4885 \cdot 0.5095$ 第5区分 $0.4760 \cdot 0.4970$ 第1区分 0.59750.6225 0.6100 _ _ 第2区分 0.59250.6175 0.6050部長級 第3区分 0.58750.6125 0.6000第4区分 0.52350.54850.5360 第5区分 $0.4635 \cdot 0.4845$ $0.4885 \cdot 0.5095$ $0.4760 \cdot 0.4970$ 0.59750.6225 第1区分 0.6100 _ _ _ 第2区分 0.59250.61750.6050第3区分 課長級 0.58750.6125 0.6000_ _ 第4区分 0.52350.53600.5485 $0.4635 \cdot 0.4845$ $0.4885 \cdot 0.5095$ 第5区分 $0.4760 \cdot 0.4970$ 第1区分 0.49150.5165 0.50400.49150.51650.504 第2区分 0.48950.5145 0.48950.51450.502 0.5020課長代理級 第3区分 0.48750.5125 0.50000.48750.51250.500 第4区分 0.46050.48550.47300.46050.48550.473第5区分 $0.4385 \cdot 0.4465$ $0.4635 \cdot 0.4715$ $0.4510 \cdot 0.4590$ $0.4385 \cdot 0.4465$ $0.4635 \cdot 0.4715$ $0.451 \cdot 0.459$ 第1区分 0.5165 0.5165 0.504 0.49150.50400.49150.5145 第2区分 0.48950.5145 0.50200.48950.502 係長級 第3区分 0.5125 0.50000.48750.51250.500 0.4875第4区分 0.46050.48550.47300.46050.48550.473 第5区分 $0.4385 \cdot 0.4465$ $0.4635 \cdot 0.4715$ $0.4510 \cdot 0.4590$ $0.4385 \cdot 0.4465$ $0.4635 \cdot 0.4715$ $0.451 \cdot 0.459$ 第1区分 0.49150.5165 0.5040 0.4915 0.51650.504 第2区分 0.48950.5145 0.50200.48950.51450.502 係員 第3区分 0.5125 0.48750.500 0.48750.50000.5125(3級相当) 第4区分 0.46050.48550.47300.46050.48550.473第5区分 $0.4385 \cdot 0.4465$ $0.4635 \cdot 0.4715$ $0.4510 \cdot 0.4590$ $0.4385 \cdot 0.4465$ $0.4635 \cdot 0.4715$ $0.451 \cdot 0.459$ 第1区分 0.49150.51650.50400.49150.51650.504第2区分 0.48950.51450.50200.48950.51450.502 係員 第3区分 0.48750.5125 0.50000.48750.51250.500 (2級相当) 第4区分 0.46050.48550.4730 0.46050.48550.473 第5区分 $0.4385 \cdot 0.4465$ $0.4635 \cdot 0.4715$ $0.4510 \cdot 0.4590$ $0.4385 \cdot 0.4465$ $0.4635 \cdot 0.4715$ $0.451 \cdot 0.459$ 第1区分 0.504 0.49150.5165 0.50400.49150.5165第2区分 0.5145 0.48950.51450.5020.48950.5020係員 第3区分 0.5125 0.48750.5125 0.500 0.48750.5000(1級相当) 第4区分 0.46050.48550.47300.46050.48550.473 第5区分 $0.4385 \cdot 0.4465$ $0.4635 \cdot 0.4715$ $0.4510 \cdot 0.4590$ $0.4385 \cdot 0.4465$ $0.4635 \cdot 0.4715$ $0.451 \cdot 0.459$

は暴風警報の下で行う応急作業等

害復旧のための作業又は業務

災害応急作業等派遣手当(水道)

地震、津波又は大規模な火災、爆発等が発生した区域に派遣されて行う災害応急対策又は災

日没~日出:1,080円

日額

通常:1,080円

深夜:1,620円

(2)その他手当の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	内容		支給額								
		月額	医師•歯科医師		252,400円以内						
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難である職に支給	月額	獣医師		35,000円以内						
				局部長級	0円						
			配偶者	課長級 課長代理級以下	3,000円						
			子(22歳の年度末まで)		11,500円						
			その他	局部長級	0円						
扶養手当	職員と生計を一にし、かつ主としてその職員の収入により生計を維持する者(扶養親族)のある職員に支給	月額	・孫、弟妹(22歳の年度末まで)・父母、祖父母(60歳以上)・心身に著しい障害がある親	課長級	3,500円						
			旌	課長代理級以下	6,500円						
			(加算)15歳に達する日後の損 歳の年度末までの子	 最初の4月1日から22	5,000円						
地域手当	民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給	月額		接手当+管理職手当) 等別区に在勤する職員							
			家賃額	į	手当額						
			10,000	円を超え11,500円以下	1,500円						
			·	円を超え21,500円以下 円を超え54,500円以下	1,500円~11,500円 11,500円~28,000円						
	自ら居住するため住宅を借り受け、月額10,000円を超える家賃を			54,500円を超える場合 円を超え59,500円以下	28,000円 11,500円~30,500円						
住居手当	支払っている職員に支給	月額	市内								
				59,500円を超える場合	30,500円						
			単身赴任手当を支給される職 するための住宅を借り受け、身 家賃を支払っている職員	桟員で、配偶者が居住 月額10,000円を超える	上記の額の1/2						
			①通勤のため交通機関等を利	刊用する職員	6箇月定期券の価額を基本 とした運賃に相当する額						
			②通勤のため自転車等の交通用具を使用する職員		1箇月につき、使用距離区 分に応じた額						
			片道2km未満		0円 ※身体障害のため 歩行が困難な職員 2,000円						
	職員の通勤費に対して支給		2km以上5km未満		2,000円						
			5km以上10km未満 10km以上15km未済		4,200円 7,100円						
通勤手当		月額	15km以上20km未补		10,000円						
		月 観	20km以上25km未补 25km以上30km未补		12,900円 15,800円						
			30km以上35km未		18,700円						
			35km以上40km未补 40km以上45km未补	•	21,600円 24,400円						
			45km以上50km未补 50km以上55km未补		26,200円						
			55km以上60km未补	•	28,000円 29,800円						
			60km以上 (加質) 身体障がいの:	 ため歩行することが著し	31,600円						
			に対する特例 ①と②の1月あたりの合計額が		2,700円						
			基本額	ALDI ARTHUM	30,000円						
			(加算)職員の住居と配偶者の 100km以上ある場合	り住居との距離が	距離区分に応じた額						
			100km以上300km未清 300km以上500km未清		8,000円 16,000円						
	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活しているものに支給	転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤することが困難であると認められるもののう	転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤することが困難であると認められるもののう		500km以上700km未満		24,000円				
単身赴任手当				ととなった職員で、通勤することが困難であると認められるもののう	ととなった職員で、通勤することが困難であると認められるもののう		ととなった職員で、通勤することが困難であると認められるもののう		となった職員で、通勤することが困難であると認められるもののう		700km以上900km未清 900km以上1,100km未
		ち、単身で生活しているものに支給		、単身で生活しているものに支結		1,100km以上1,300km	未満	46,000円			
			1,300km以上1,500km 1,500km以上2,000km		52,000円 58,000円						
			2,000km以上2,500km	未満	64,000円						
在宅勤務等手当	職員の住居その他これに準ずる場所において、所定の勤務時間 の全部を勤務することを3ヶ月以上の期間について1ヶ月当たり平	月額	2,500km以上		3,000円						
	均10日を超えて命令された職員に支給			一般	再任用						
			局長等	145,000	円 112,000円						
		理事等		141,000F							
	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に 基づき支給		部長等	117,000	円 90,000円						
管理職手当		月額									
			担当部長等 課長等(特に重要) 校長(大規模・困難校)	97,000 P 88,000 P							
			課長等(上記以外) 校長(上記以外)	80,000円	月 59,000円						
			課長等(一部の事業所に限る 准校長・園長	69,000円	50,000円						
	(注) 毎時間勤み職員については 勘及時間に内でて主処となるよ		副課長等(消防局に限る) 副校長・教頭	67,000₽	日 48,000円						
	(注) 短時間勤務職員については、勤務時間に応じて支給されます。	<u> </u>		1							

区分	内容			支給額	į		
産業教育手当(学校園)	高等学校の工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	月額	月額 (定時制教育手当を受け		21,000円 当を受ける者は13,000円)		
定時制教育手当(学校園)	定時制の課程を置く高等学校の教育職員に支給	日額	(柱	交長又は本務として定時制の認	果程に関する校務を	1,500円 整理する教頭は1,200円)	
岩砂地			小•中:	学校、高等学校		2,000円~8,000円	
義務教育等教員特別手当 (学校園)	義務教育諸学校、高等学校、幼稚園に勤務する教育職員に支給	月額	幼稚園			1,000円~3,750円	
							
				所定の勤務時間が割り振られ	た日における勤務	125/100 (※150/100)	
			支給	〃(午後10時から翌日の年	午前5時までの勤務)	150/100(※175/100)	
超過勤務手当	所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ勤務した職 員に支給	1時間	割合	上記以外の勤務		135/100(%150/100)	
				" (午後10時から翌日の午前5時までの勤務) 160/100(※175/100			
				※1月の合計が60時間を超える場合(支給に替えて代休を取得する場合は、通常の支給割合)			
夜間勤務手当 (水道においては、深夜手当)	所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤 務した職員に支給	1時間	勤務1	時間当たりの給与額×25/100	00		
			医師•			23,500円	
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給	1回	その他	i	5,800円~7,700円		
				局長級•公募区長	休日	12,000円	
					勤務日深夜	6,000円	
	管理又は監督の地位にある職員に対して、以下の区分の勤務を 行った際に支給				休日	10,000円	
				部長級	勤務日深夜	5,000円	
管理職員特別勤務手当	1. 休日に臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により 勤務した場合	1回		卸長級	休日	8,500円	
	2. 勤務日に臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要に		課長級 課長代理級(消防局並びに教育委員)		勤務日深夜	4,300円	
	より午後10時から午前5時までの間にあって所定の勤務時間以外 に勤務した場合				休日	7,000円	
	1 - 223 373 G 1 G 779 G		会所管教頭に	の学校に勤務する副校長及び 限る。)	勤務日深夜	3,500円	
			※休日	に6時間を超えて勤務した場合	ー 合は上記の額に100	分の150を乗じて得た額	

⑨退職手当の状況

⑨退職手当の状況				(令和7年4月1日現在)	
	大阪	反市	国		
区分	自己都合	定年•勧奨	自己都合	定年•応募認定	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	44.7795月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分	

(注)令和6年度の大阪市の1人あたりの平均支給額は、自己都合の場合1,793千円、定年・勧奨の場合19,012千円となっています。

⑩特別職の給料等の状況

(令和7年4月1日現在)

			(令和7年4月1日現 <u>任)</u>	
	区分	給料月額等		
給 料	市長 副市長 教育長 常勤監査(代表) 特別職の秘書	942,560円 1 減額なし 9 減額なし 8	(減額前) ,669,000円 ,096,000円 907,000円 334,000円 393,000円	
報 酬	議長 副議長 議員	844,000円	(減額前) ,080,000円 960,000円 880,000円	
期末手当	市長 副市長 教育長 常勤監査(代表) 特別職の秘書	(令和6年度支給割合)4.10月	分	
当	議 副 議 員	(令和6年度支給割合)3.95月分		
退職手当	副市長 教育長 常勤監査(代表) 特別職の秘書	(算定方式) 109.6万円×在職月数×0.38×(1-0.5) 90.7万円×在職月数×0.2×(1-0.5) 83.4万円×在職月数×0.186×(1-0.5) 39.3万円×在職月数×0.102×(1-0.05)	(支給時期) 任期毎 任期毎 任期毎 退職時	

◎給料等の減額措置について

○市長等特別職の給料等の減額措置

【市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員(代表)】

ア 給料の減額

◇期間:平成28年1月~当分の間

	活起交		給料月額	
	減額率	減額後	減額前	差引
市長	40%	100.1万円	166.9万円	▲ 66.8万円
副市長	14%	94.3万円	109.6万円	▲ 15.3万円

[※] 表記上、千円未満を四捨五入しています。

イ 退職手当の減額

◇期間:平成24年4月~当分の間(教育長については平成28年4月から)

	減額率
副市長	
教育長	50%
常勤監査(代表)	

報酬の減額

◇期間:平成27年4月30日~令和8年3月31日

減額率		沙龙		報酬月額	
			減額後	減額前	差引
	議長		95万円	108万円	▲ 13万円
市会議員	副議長	12%	84.4万円	96万円	▲ 11.6万円
	議員		77.4万円	88万円	▲ 10.6万円

4. 職員の勤務時間及び休暇

職員の勤務時間は、午前9時から午後5時30分までで、土曜日、日曜日、祝日及び 年末年始が休みとなっています。(ただし、勤務時間については、職種、勤務場所等に よって異なる場合があります。)

再任用(短時間勤務)の職員については、週当たりの勤務時間は31時間を超えない 範囲で定めています。

また、休暇については、原則として年間 20 日の年次有給休暇が与えられるほか、病気休暇、介護休暇、介護時間休暇及び下表等の特別休暇があります。

特別休暇の種類	付与日数	
分べん(産前産後)休暇	16 週間	
生理休暇	1回につき2日以内(年13回以	
	内)	
結婚休暇	5日以内	
忌引休暇	7日以内	
配偶者分べん休暇	2日以内	
子の看護等休暇	5日以内(対象の子が2人以上の場	
	合は 10 日以内)	
夏季休暇	5日以内	
妊娠障害休暇	14 日以内	
骨髄提供(ドナー)休暇	必要な期間	
交通制限・遮断、不可抗力の事故等	必要な期間	
選挙権等の行使	必要な期間	
非常災害による住居の滅失・損壊等	7日以内	
裁判員、証人、参考人等としての国	必要な期間	
会、裁判所、人事委員会等への出頭	必安は朔囘	
育児参加休暇	5日以内	
育児時間休暇	1日2回・90分以内	
短期介護休暇	5日以内(要介護者が2人以上の場	
	合は 10 日以内)	
出生サポート休暇	5日以内(頻繁な通院を要する場合	
	(体外受精・顕微授精)は 10 日以内)	
ボランティア休暇	5日以内	

5. 職員の休業の状況

育児休業は、生後3年未満の子を養育する職員が、育児のため、請求により休業できる制度です。

部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、子の養育のため、 請求により始業時又は終業時において2時間以内で休業できる制度です。

令和6年度における育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

(単位:人)

	育児休業	部分休業
	令和6年度新規取得	令和6年度新規取得
市長部局	253 (111)	46 (11)
市会・行政委員会等	8 (4)	2 (0)
消防局	35 (29)	11 (1)
水道局	5 (3)	6 (0)

^{※()}内の数字は、全体の取得者の内、男性職員の取得者数を示しています。

※市会・行政委員会等とは市会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務局(学校園を除く)を示しています。

自己啓発等休業は、大学等における課程の履修や国際貢献活動を希望する職員が、申請により休業できる制度です。

令和6年度取得者数 0人

配偶者同行休業は、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する職員が、申請により休業できる制度です。

令和6年度取得者数 2人

6. 職員の分限及び懲戒

分限処分は、公務の適正かつ能率的な運営を確保することを目的として行われる処分です。懲戒処分は、職員の非違行為に対して道義的責任を問うて、公務における規律と秩序の維持を目的として行われる処分です。

令和6年度の分限処分件数は394件、懲戒処分件数は46件となっています。

令和6年度分限処分者数

(単位:人)

分限処分の種類						合計	
	吹 石.	名啦		休職			
	降任 免職 起訴休職 :		病気休職	進学休職	降給		
市長部局	0	0	0	336	0	0	336
水道局	0	0	0	24	0	0	24
消防局	0	1	0	18	0	0	19
委員会等	0	0	0	15	0	0	15
全体	0	1	0	393	0	0	394

[※]教育委員会事務局所管の教職員を除いています。

令和6年度任命権者別,程度別懲戒処分件数

(単位:件)

			免職	停職	減給	戒告	合計
	1.	給与・任用に関する不正			2		2
	2.	一般服務義務違反関係		1	14	5	20
市	3.	一般非行関係		7		2	9
市長部局	4.	収賄等関係	1				1
局	5.	道路交通法違反		1			1
	6.	監督責任				1	1
		小計	1	9	16	8	34

[※]委員会等とは市会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務局を示しています。

	1.	給与・任用に関する不正					
市会	2.	一般服務義務違反関係					
五 ・	3.	一般非行関係			1		1
一 政	4.	収賄等関係					
委 員	5.	道路交通法違反					
・行政委員会等	6.	監督責任					
		小計			1		1
	1.	給与・任用に関する不正					
	2.	一般服務義務違反関係					
沙环	3.	一般非行関係	1	4	1		6
消防!	4.	収賄等関係					
局	5.	道路交通法違反			1		1
	6.	監督責任					
		小計	1	4	2		7
	1.	給与・任用に関する不正					
	2.	一般服務義務違反関係		1			1
-1×	3.	一般非行関係					
水道	4.	収賄等関係					
局	5.	道路交通法違反					
	6.	監督責任				3	3
		小計		1		3	4
	1.	給与・任用に関する不正			2		2
	2.	一般服務義務違反関係		2	14	5	21
	3.	一般非行関係	1	11	2	2	16
全体	4.	収賄等関係	1				1
	5.	道路交通法違反		1	1		2
	6.	監督責任				4	4
		合計	2	14	19	11	46

※教育委員会所管の校園の職員を除いています。

※市会・行政委員会等とは市会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務局を示しています。

- 「1. 給与・任用に関する不正」…諸給与の不正領得等
- 「2. 一般服務義務違反関係」…秘密漏洩、職務専念義務違反、兼業等
- 「3.一般非行関係」…傷害・暴行、窃盗、わいせつ事件等
- 「4. 収賄等関係」…収賄、横領等

- 「5. 道路交通法違反」…私事上及び公務上の交通事故事件、道路交通法違反事件
- 「6. 監督責任」…職務上の事件に関する管理監督責任者の処分事例等

7. 職員の服務

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため、常に全力を挙げて職務の遂行 に専念しなければなりません。

そのため、職員に対しては、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、職務上知り得た秘密を守る義務、争議行為及び信用失墜行為の禁止、政治的行為及び営利企業等の従事の制限等、民間企業の勤労者とは異なり、服務上の様々な制約が課されています。

こうした服務規律の確保に向け、本市では、昨年度においても、機会を捉えて服務規 律の確保の周知徹底を図るとともに、夏季や年末の節目に綱紀保持の通知を行うなど、 職員一人ひとりに対し十分注意を喚起し、適切な指導に努めています。

また、平成24年に発足した服務規律刷新プロジェクトチームにおいては、定期的に会議を開催し、服務規律確保に向けた具体的な方策の策定や取組みの推進を検討しております。この会議において、組織特有の課題に対応した任命権者ごとの重点取組の設定及び各所属における不祥事の発生防止に向けた取組みや職場環境づくりの取組みの情報共有等を行っています。

なお、平成24年度には、「大阪市職員基本条例」を制定し、適正かつ迅速に懲戒処分を行うとともに、「職員の政治的行為の制限に関する条例」を制定することで、本市職員の政治的中立性を保障し、本市の行政の公正な運営を確保することとしています。

8. 職員の退職管理の状況

管理職職員であった者(令和2年度末日以降の退職者)で令和6年7月2日から令和7年7月1日の間に再就職した状況は次のとおりです。

大阪市退職者の令和7年度再就職状況(概要)

再就職先区分	合計
① 外郭団体・外郭団体の子法人	9人
② 職員派遣団体	9人
③ 財政的援助法人	26 人
④ 国·他自治体	6人
⑤ 民間企業 (株式会社等)	23 人
⑥ その他 (一般財団法人・社会福祉法人等)	35 人
⑦ 大阪市(任期付職員等)	1人
合 計	109 人

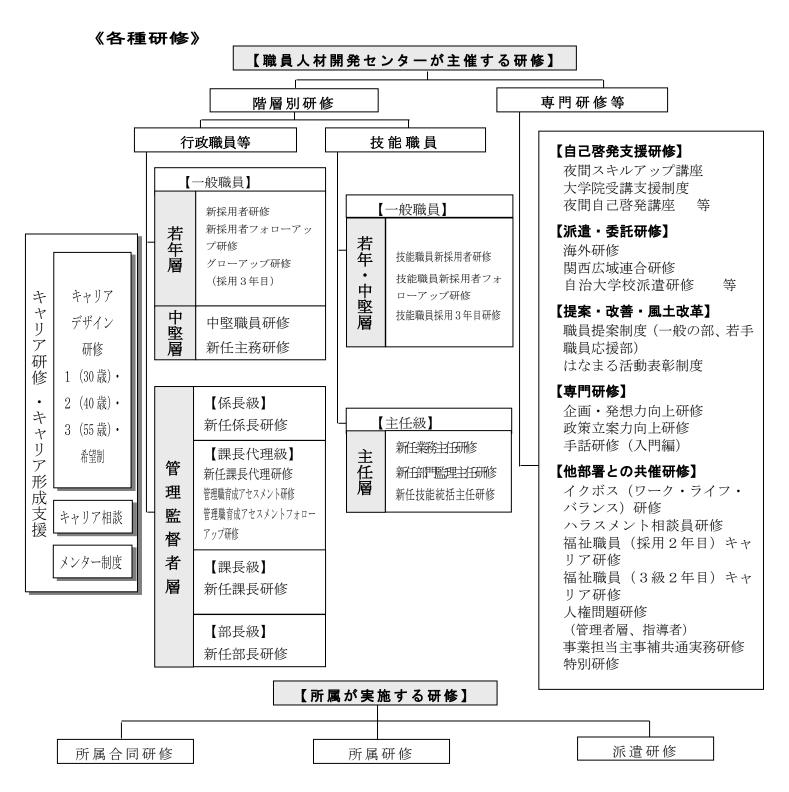
※ 退職年度による内訳…令和 6 年度:88 人、令和 5 年度:7 人、令和 4 年度:7 人、

令和3年度:5人、令和2年度:2人

- ※ 再就職者数は延べ人数とする。
- ※ 外郭団体は令和7年8月1日時点で指定されているものとする。

9. 職員の研修制度

職員に対する研修は、環境変化や行政課題に柔軟に対応し、組織における自己の役割を踏まえて、自律的に考え、行動できる職員の育成をめざして進めています。そのため、職種や勤務年数、役職等に応じて研修を体系的に実施するとともに、職員が自発的に能力の開発及び向上を図ることを促進するため、自己啓発に対する支援を行っています。



10. 職員の福利厚生

○職員の福利厚生事業の実施状況

快適な職場環境の形成を促進し、職員の健康の保持及び体力の増進を図るため、各種の事業を実施しています。

職員の健康管理・疾病予防対策としては、各職場の衛生管理者等が職員の健康管理に努め、職員全員に対して健康診断及びストレスチェックを実施し、健康上留意を要する者の早期発見に努め健康回復のため随時助言と指導を行うとともに、休業を要する者に対しては療養に専念させる措置をとるなど、健康管理に努めています。

同時に、安全管理についても各職場における災害発生の未然防止に注意を払うとと もに、公務上の災害が発生した場合は、地方公務員災害補償法及び公務災害等補償条例 等に基づき、所定の補償を行っています。

さらに、職員相談室を設置し、職員のメンタルヘルスに関わる相談に応じ、その解決 に協力することにより、勤労意欲の向上に努めています。

また、職員児童手当、勤労者財産形成貯蓄などの事業を行っています。

1 主な事業について

(1) 職員疾病対策(健康管理) 事業

労働安全衛生法及び規則に基づき、職業病予防並びに生活習慣病予防を中心に、 定期健康診断をはじめとする各種健康診断を実施するとともに、健康診断結果に 基づく事後措置を実施しています。

また、近年ストレスの多い現在社会の中で年々増えつづけるこころの健康問題に対処するため、ストレスチェックを実施し職場環境改善に努めたり、メンタルへルスに関する講習会等を開催するなど、職員のこころの健康の保持増進に努めています。

●健康診断実施状況(令和6年度)

健康診断名称	受 診 人	数(単位:人)
医尿 衫 例 右 你	市長部局等(注1)	水道局
定期健康診断	23, 980	1, 241
特定業務従事者健康診断	4, 020	155
放射線健康診断	58	-
有機溶剤健康診断	241	87
騒音業務従事者健康診断	142	_
潜水業務従事者健康診断	229	-
VDT作業従事者健康診断	定期健康診断で実施	定期健康診断で実施

破傷風予防接種	837	90
眼底検査	_	-
検 便	_	691

⁽注1) …「市長部局等」には市会・行政委員会等(市会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務局。教育委員会については校園の職員を 除く)のほか、消防を含む。

● ストレスチェック実施状況(令和6年度)

名称	受 検 人	数(単位:人)
人 1	市長部局等	水道局
ストレスチェック	23, 740	1, 188

(2) 職員安全衛生管理事業

労働安全衛生法に基づき安全衛生委員会を設置し、職場の災害防止、環境改善に 努めるとともに、産業医の選任、衛生管理者の配置など、安全衛生管理体制の整備 を図っています。また、安全衛生講習会の実施や啓発など職場の安全衛生活動の活 性化に努めています。

●安全衛生管理体制の整備状況(令和6年度)

設置事業所数(単位:箇所)

事 項	市長部局等	水道局
総括安全衛生管理者	9	10
安全管理者	20	10
衛生管理者	120	11
安全衛生推進者	22	_
衛生推進者	108	_
安全委員会	20	10
衛 生 委 員 会	120	(安全衛生委員 会)
産業医	120	9

(3) 公務災害·通勤災害補償事業

職員の公務上の災害、又は通勤途上における災害について、地方公務員災害補償 法及び大阪市職員公務災害等補償条例等の関係法令に基づき補償を行っています。

● 公務災害及び通勤災害の件数(令和6年度)

(単位:件)

所 属	公務災害	通勤災害	計
市長部局(注2)	103	30	133
水道局	3	2	5
消防局	59	3	62
教育委員会	101	40	141
卅	266	75	341

(注2) …「市長部局」には市会・行政委員会等(市会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務局。教育委員会については校園の職員を除く)を含む。

(4) 職員相談事業

職員相談室(カウンセリングルーム)を設置し、職員及びその家族の精神的な悩みなど、心の健康に関する相談に応じています。

また、カウンセリングが必要な者には、カウンセラー(公認心理師又は臨床心理士)に引き継ぎ、その解決に協力することにより、職員の生活の安定と勤労意欲の向上を図っています。

● 新規相談件数の状況(令和6年度)

(単位:件)

事項	新規相談件数	
事 項 	市長部局等	水道局
こころの悩み	59	16

2 事業経費について

(1) 市長部局 (注3)

(単位:円)

事業	令和6年度決算額(見 込)	令和7年度予算	備考
一般事務費	417, 612	602,000	
職員疾病対策事業	173, 740, 420	212, 078, 000	
職員衛生管理	50, 533, 251	61, 906, 000	
職員相談事業	14, 616, 708	15, 348, 000	
職員被服貸与事 業	49, 781, 908	50, 178, 000	
職員児童手当事 務	1, 261, 885, 000	1, 626, 210, 000	
計	1, 550, 974, 899	1, 966, 322, 000	

⁽注3) …「市長部局」には市会・行政委員会等(市会事務局、行政委員会事務局、教育委員会事務局。教育委員会については校園の職員を 除く)を含む。

(2) 水道局

(単位:円)

事業	令和6年度決算額(見 込)	令和7年度予算	備考
職員被服貸与事業	20, 797, 475	26, 267, 000	
職員児童手当事務	62, 050, 000	81, 110, 000	
職員健康管理	26, 652, 494	32, 170, 000	
職員安全衛生管理	323, 330	411, 252	
職員相談事業	1, 325, 654	2, 216, 000	
計	111, 148, 953	142, 174, 252	

○共済組合事業の実施状況

共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づき、組合員及びその被扶養者(遺族)の相 互救済の事業を行い、もってその生活の安定と福祉の向上を図り、公務の能率的運営に資 することを目的に、市長部局(行政委員会等を含む)、消防局、水道局、地方独立行政法 人大阪市民病院機構、一部事務組合、大阪広域環境施設組合、地方独立行政法人大阪市博 物館機構、地方独立行政法人天王寺動物園、大阪市職員共済組合の職員を組合員として次 の事業を実施しています。

1 長期給付事業 年金給付

(1) 受給者数 (令和7年3月末)

区 分	人数(単位:人)
退職共済(老齢厚生)年金	29,836
障害共済(障害厚生)年金	1,012
遺族共済(遺族厚生)年金	12,776
合 計	43,624

(2) 組合員保険料及び負担金(令和6年度) 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

(単位:千分比)

厚生年金		退職等年金	}
組合員保険料	負担金	組合員保険料	負担金
91.50	91.50	7.50	7.50

2 短期給付事業 保健給付・休業給付・災害給付

(1) 給付の実績(令和6年度)

	区分	支給件数 (単位:件)	支給額 (単位:円)
保健給付	(療養の給付、高額療養費、出産費等)	869,334	10,024,972,151
休業給付	(傷病手当金、育児休業手当金等)	4,945	841,989,558
災害給付	(弔慰金、災害見舞金等)	0	0

附加給付	(定款に定めることで独自に行うことが	1 550	E9 2E4 600
四月カロボロイソ	できる給付)	1,556	52,354,600
.如名也会也言么	(定款に定めることで独自に行うことが	4 400	195 717 159
一部負担金払戻金	できる給付)	4,488	135,717,153
	숨 計	880,323	11,055,033,462

(2) 掛金及び負担金(令和6年4月1日現在)

短期給付

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

(単位:千分比)

掛金率	負担金率	公的負担金率	合 計
50.98	50.98	0.74	102.70

※公的負担金率は、地方公務員等共済組合法に定められた、育児・介護休業手当金に 係る地方公共団体負担分です。

介護給付

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

(単位:千分比)

掛金率	負担金率	合 計
8.85	8.85	17.70

3 福祉事業・貸付事業・住宅等あっせん事業等

【保健事業】

(1) 事業の実績(令和6年度)

	区 分	受診者数等	支給額(単位: 円)
各種検診事業	(がん検診、配偶者人間ドック等)	14,709 人	294,291,503
特定健康診査	(支払基金分等)	1,381 人	23,593,181
保健指導	(特定保健指導、非肥満個別指導等)	3,308 人	74,143,175
健康教育事業	(出張型健康講座)	284 回	15,620,000
健康に関する 啓発事業	(健康カレンダー配付)	_	3,670,491
	合 計	_	411,318,350

(2) 掛金及び負担金(令和6年4月1日現在) 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

(単位:千分比)

掛金率	負担金率	숌 計
0.80	0.80	1.60

【貸付事業】

(1) 貸付金の種類

住宅貸付金 災害貸付金 介護住宅貸付金 高額医療貸付金 出産貸付金

(2)貸付金の利率 (令和6年4月1日現在)

 住宅貸付金
 年 1.26 %

 災害貸付金
 年 0.93 %

 介護住宅貸付金
 年 1.00 %

 高額医療貸付金
 無 利 息

 出産貸付金
 無 利 息

※貸付金利率については、国の財政融資資金利率に伴い変動します。

(3) 貸付の実績(令和6年度)

① 住宅関連貸付(新規貸付については、平成21年12月21日をもって休止しています。)

		住宅貸付	災害貸付	介護住宅貸付	合計
件数	(単位:件)	0	0	0	0
金額	(単位:円)	0	0	0	0
1 人当り	(単位:円)	0	0	0	0
金額	(平位.门)	0	0	0	0

※他の共済で住宅等貸付を受けている者が当共済組合に加入した場合は、貸付を行っています。

② その他の貸付

		高額医療貸付	出産貸付
件数	(単位:件)	0	0
金額	(単位:円)	0	0
1 人当り 金額	(単位:円)	0	0

○互助会事業の実施状況

互助会は、条例に基づき職員の相互共済及び福利増進を目的として、次のような福利厚生 事業を実施しております。

(1) 大阪市からの補給金によって実施する事業

事業名	令和6年度 決算額(単位:円)	事業説明等
長期給付事業	12, 298, 073	条例に基づく退職給付
合計	12, 298, 073	

(2) 掛金等によって実施する事業

声 光点	令和6年度	事类乳田笠	
事業名	決算額(単位:円)	事業説明等	
短期給付事業	174, 705, 000	弔慰金・特別見舞金・退会慰労金	
		などの給付	
慰安厚生事業	558, 342, 297	選択型福利厚生事業・会員制施設	
合計	733, 047, 297		

※掛金収入 395, 769, 773 円 (掛金率: 4/1000)

(3) 独自収入によって実施する事業

事業名	令和6年度 決算額(単位:円)	事業説明等
厚生資金貸付事業	26, 682, 036	ライフプランに合わせた貸付
物品供給事業	2, 823, 354	特約店や物品等のあっせん
保険取扱事業	16, 710, 673	団体保険・一般生命保険などの取 扱い
遺児育英事業	6, 136, 000	遺児育英資金の給付
合計	52, 352, 063	